（前のページより続き）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件（同八）
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人富山県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件（同九）
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件
（法務省告示配一一八～一二〇）
除籍の一部が滅失した件（同一二一）

〔公　告〕

諸事項

官庁
押収物還付等公告の取消、建築基準適合判定資格者に対する処分関係
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
特殊法人等
熊本県の一部の地域における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の納付の特例関係
会社その他

九

省　令

○経済産業省令第六十九号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、広域的運営推進機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

広域的運営推進機関に関する省令の一部を改正する省令

広域的運営推進機関に関する省令（平成二十六年経済産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（広域系統整備交付金の交付） **第九条**　法第二十八条の四十第一項第五号の二の規定による交付金の交付は、当該交付金の交付を受けようとする第十六条第三項第二号に掲げる実施主体からの請求により行うものとする。 2　前項の交付金（以下この条において「広域系統整備交付金」という。）の額は、翌年度に生ずる法第二十八条の四十八第二項第一号の電気工作物の整備又は更新に要する費用であって前項の実施主体が負担するもののうち、経済産業大臣が定めるものの額及び広域系統整備交付金の財源に充てるべき額として経済産業大臣が定めるところにより配分した額を基礎として、経済産業大臣が定める算定方法により、定めるものとする。 3　推進機関は、前項の規定により広域系統整備交付金の額を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。 4　推進機関は、第二項の規定により広域系統整備交付金の額を定めたときは、当該広域系統整備交付金の交付の請求をした者に対し、その金額を通知しなければならない。	（広域系統整備交付金の交付） **第九条**　推進機関は、第十六条第三項第二号に掲げる実施主体から、法第二十八条の四十八第二項第一号の電気工作物の整備又は更新に要する費用の額の届出があった日の属する年度以降において、毎年度、様式第八の広域系統整備交付金交付届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。 2　推進機関は、前項の規定により経済産業大臣に提出した額を基に、経済産業大臣が定める算定方法に従い、法第二十八条の四十第一項第五号の二に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の額を算定しなければならない。
（新設）	（新設）